

## 第9回 道州制推進本部本部員会議開催状況

日時 平成20年2月20日（水）

10:30～

場所 知事会議室（本庁舎3階）

### 1 開会

### 2 本部長（知事）挨拶

### 3 議題

- (1) 道州制特区推進法に基づく国への提案について
- (2) 道州制推進本部設置要綱の改正について
- (3) その他

### 4 閉会

---

#### 【本部長挨拶】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への初めての提案については、昨年第4回道議会定例会において議決を頂いた。地域医療、JAS法、水道法の3分野5項目の緊急提案について、昨年12月19日に増田担当大臣に提出し、先週2月14日には国の道州制特区推進本部参与会議において、内閣総理大臣あての、道の提案を最大限尊重するよう意見書を提出したところ。
- ・ 昨年12月18日には条例に基づき設置した「道州制特区提案検討委員会」から第2回目の答申として、環境、観光、地方自治の3分野の提案があったところ。
- ・ 道としては、この答申を受け、国への第2回目の提案を取りまとめたところであり、来週から始まる第1回道議会定例会にお諮りし、議決を頂ければ、国への提案を行うこととなるが、1回目の緊急提案と比べ項目等は盛りだくさんとなっている。
- ・ 提案に向け前向きに取り組んでいただいた環境生活部、経済部、農政部、水産林務部には大変なご苦勞をおかけした。改めて感謝申し上げる。
- ・ また、道民の皆様から約300件もの貴重なアイデアをいただいているところ。提案検討委員会において引き続き検討を頂き、国への提案に結びつけて参りたい。これからは各担当部においては、そうした道民の皆様や提案検討委員会の思いをしっかりと受け止めるとともに、道の施策を実現するツールとしてこの道州制特区の仕組みを活用していただくよう、今後とも積極的な検討をお願いしたい。
- ・ 今後、霞ヶ関からの様々な反応が想定されるが、道州制特区推進法は法律に基づく国への提案が規定された初めてのものであるため、ひるむ事なく不退転の決意で国に主張すべきことはしっかりと主張していく、そういう気概を持って対応願いたい。

## 【協議結果】

(1) 道州制特区推進法に基づく国への提案について（第2回目の国への提案）

異議なし

(2) 道州制推進本部設置要綱の改正について（特区提案推進チームの設置）

異議なし

(3) その他

平成20年2月14日、東京都で開催された国の道州制特区推進本部参与会議(出席者；高橋知事、石井岡山県知事(全国知事会推薦知事))の開催状況について事務局から報告

## 【その他発言】

(本部長)

- ・ 道州制特区推進法が成立してから1年以上が経過し第1弾の提案をさせていただいた。法律ができた時よりも乗り越えなければならないものが大きくなっている。第1に、霞ヶ関の抵抗は厳しい中、一步一步それを崩していかなければならないこと、第2に、その先の法律改正を考えると、ねじれ国会で不透明な状況になっている。第1弾の提案についても場合によっては法律改正もあるかと思われるが、通るかどうかという事態も想定される。特区提案の実現の難易度が1年前と比べ格段に高まっている。
- ・ 第2弾の提案についても、各部がしっかりとそれぞれの分野について手当をして、道議会の各会派の方々にしっかりと説明をして頂き、全ての会派の方のご理解を頂いた上で、国に提案していくことが今まで以上に重要になってきている。その点、各部には、積極的なご協力を頂きたい。

(副本部長(山本副知事))

- ・ 一支庁一提案について継続して取組むように。支庁同士が良い意味で競い合うような取組を。

## 【資料】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への提案概要
- ・ 道州制に関する庁内推進体制について(案)
- ・ 道州制特区の推進に係る意見書

# 道州制特区推進法に基づく国への新たな提案概要

H20.2 北海道

## 提案項目

### 環 境

#### 国土利用の規制権限等の移譲

土地の利用及び保全に関して、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整することができるよう、全国的な統一性の確保などを名目として未だ国に残っている農地転用許可権限や民有保安林の指定・解除権限等を道に移譲するとともに、当該事務について国が現に要している費用を交付金として措置するよう提案します。

#### 人工林資源の一体的な管理体制の構築

近年、木材輸入量の減少により伐採量が急激に増加しているカラマツなどの人工林資源の保全と持続的な利用を図ることができるよう、次の提案を行います。

- ・ 道と市町村が連携した資源管理を行うため、地域森林計画（道作成）と市町村森林整備計画を統合して道独自の計画を策定できるようにすること。
- ・ 森林所有者が策定する森林施業計画の認定基準に道独自の基準である樹種別の伐採量を追加することができるようにすること。
- ・ 森林所有者が行う伐採届出に道独自の審査手続きを加え、伐採量の抑制を行うことができるようにすること。

#### 森林関係審議会の統合

北海道の林務施策全般を一体的かつ弾力的に議論することができるよう、森林法に基づく「森林審議会」と、道条例に基づく「北海道森林づくり審議会」を統合するよう提案します。

#### 廃棄物処理法に基づく権限の移譲

家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスの再生利用の促進や安心・安全で円滑な廃棄物処理施設の設置など、北海道らしい循環型社会が形成できるよう、次の提案を行います。

- ・ 国が認定を行えば、都道府県や市町村に分かれている廃棄物処理等に関する許可が不要となる「再生利用の特例認定」について、国の認定権限を道に移譲し、本道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を設定することができるようにすること。
- ・ 水道水源への配慮など住民の安心・安全を守るため、全国一律に決められている廃棄物処理施設の技術上の基準について、道条例により独自の基準を上乘せすることなどができるようにすること。

# 観 光

## 特定免税店制度の創設

「北海道洞爺湖サミット」(来年7月)の開催で、世界の目が北海道に集まることを見据え、国際的に通用する北海道らしい観光地づくりを目指して、観光客が旅行先として北海道を選択する大きなインセンティブとなるよう、道内の特定の空港内ターミナル施設等において、旅客が携帯して道外に持ち出すため購入する輸入品について、関税を免除できるよう北海道国際観光特別措置法(仮称)の創設等を提案します。

## 国際観光振興業務特別地区の設定

国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、宿泊施設をはじめとする観光関連施設・設備の整備に対して投資減税を行うことができるよう、北海道国際観光特別措置法(仮称)の創設を提案します。

## 企業立地促進法に基づく権限の移譲

観光や食品産業など、本道地域の強みや特性を活かした産業の集積を通じて本道経済全体の底上げが図られるよう、地方団体が策定する企業立地に係る基本計画に対する国への協議・同意を不要とするとともに、課税特例の適用対象業種を条例により地域が独自に決められることができるよう提案します。

## 外国人人材受入れの促進

外国人シェフやホテルマンなど、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人人材を確保することにより、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更について、国の専掌事項に対する知事の申出権を創設することができるよう提案します。

## 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

より一層地域の事情に精通した通訳ガイドを養成できるよう、国が設定している地域限定通訳案内士試験の基準について、独自の合格基準点を設けるなど、北海道独自の試験方法等の設定ができるよう提案します。

# 地方自治

## 町内会事業法人制度の創設

高齢化が進む広域分散型の北海道において、町内会が集会所等の不動産を保有する場合(地方自治法第260条の2)に限らず、住民の相互扶助又は生活環境の維持向上のために共同で取り組む事業(ビジネス)を行う場合にも法人格を取得できるよう提案します。

## 法定受託事務の自治事務化

今回提案の協議・同意や国の基準に係る法定受託事務について、個別法により法定受託事務の適用除外と規定することにより、自治事務化を図ることができるよう提案します。

## 道州制に関する庁内推進体制について（案）

区分	現 行	改 正 案
組	<p><b>道州制推進本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長...知事</li> <li>・ 副本部長...副知事</li> <li>・ 本部員...関係部長(含教育庁、警察本部)、石狩支庁長</li> </ul>	<p><b>道州制推進本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長...知事</li> <li>・ 副本部長...副知事</li> <li>・ 本部員...関係部長(含教育庁、警察本部)、石狩支庁長</li> </ul>
織	<p><b>道州制推進本部幹事会</b>（常設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表幹事...地域主権局参事</li> <li>・ 幹事...各部代表課長等</li> </ul>	<p><b>道州制推進本部幹事会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表幹事...地域主権局参事</li> <li>・ 幹事...各部代表課長等</li> </ul>
図	<p><b>地域幹事会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表幹事...地域主権局参事</li> <li>・ 幹事...支庁参事</li> </ul>	<p><b>地域幹事会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表幹事...地域主権局参事</li> <li>・ 幹事...支庁参事</li> </ul>
	<p><b>部 会</b></p> <p>道州制モデル事業推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長...計画室参事</li> <li>・ 構成員...関係主幹</li> </ul> <p>市町村権限移譲検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長...地域主権局参事</li> <li>・ 構成員...関係主幹</li> </ul>	<p><b>部 会</b></p> <p>道州制モデル事業推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長...計画室参事</li> <li>・ 構成員...関係課主幹</li> </ul> <p>市町村権限移譲検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長...地域主権局参事</li> <li>・ 構成員...関係課主幹</li> </ul>

現 行 推 進 体 制 の 現 状 と 課 題	改 正 案 の 考 え 方
<p>道州制推進本部は、道州制の推進全般に関する検討と意思決定が目的。</p> <p>本部に置かれた幹事会は各部の代表課長等で構成され、本部所掌事項に関する連絡調整を担当。特区提案の推進役になっていない。</p> <p>道政課題解決のツールとして道州制特区を活用する意識が薄い。庁内一丸となって特区提案を推進するためには、本部機能の強化が必要。</p>	<p>道州制特区提案に関する庁内推進体制を強化するため、道州制推進本部に道州制担当副知事をトップに、知事部局（出納局及び企業局を除く）の次長（各部1名）で構成する「特区提案推進チーム」を新設。</p> <p>チームは、随時、副知事の招集により会議を開催し、副知事から示されたテーマについて特区提案の活用を検討。</p> <p>各構成員は、部の特区提案責任者として部内を指揮し、特区提案の活用の検討、提案検討委員会や議会への対応を行う。</p>

## 道州制特区の推進に関する意見書

## 1 地方分権の推進

将来の道州制を展望し、これまでの中央主導の全国画一的な行政システムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域のことは地域で決めることができる分権型社会を構築するためには、国から都道府県への権限移譲等を積み重ねるとともに、住民に最も身近な基礎自治体が中心的な役割を果たすことができるよう、都道府県から市町村への権限移譲等に取り組むなど、地方分権の一層の推進に努めることが重要であります。

このため、国においては、地方への権限及び財源の移譲等に積極的に取り組むよう、お願い致します。

## 2 道州制特区推進法の意義

道州制特区の取り組みは、地方からの提案に基づき国から権限及び財源の移譲を先行的に実施するなど、地方分権の一層の推進を図る上で極めて大きな意義を持つものであります。

全国知事会としても、これまで2度にわたる緊急アピールを採択するなど、強く支援してきたところであり、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律、いわゆる「道州制特区推進法」の成立は、関係各位のご努力の賜物と受け止め、地方分権を更に前進させるステップとなるものと評価しております。

特定広域団体からの提案を受け、道州制特別区域推進本部における議論に参画し、道州制特別区域推進本部長に意見を述べるができる「参与」が置かれたことは、地方の声を国政に反映する画期的なシステムであり、地方分権の推進にとって大きな前進であります。また、特定広域団体の知事に加え全国知事会が推薦する知事により構成される「参与会議」が今回、初めて開催されることは極めて意義深いことであると考えております。

このため、国においては、いわば「国と地方の協議の場」ともいべき参与会議としての意見を最大限尊重されるよう、お願い致します。

## 3 北海道の取組

道州制特区推進法の制定を踏まえ、北海道においては道州制特別区域推進条例を制定し、道民の参加と対話によって道州制特区の提案を組み立てていくため、知事の附属機関として道州制特区提案検討委員会を設置し、道民や市町村、経済界等から寄せられた提案をベースに公開での審議を行って提案内容を取りまとめ、昨年12月、北海道議会の議決を経て、国に正式提案したところであります。

今回の北海道の提案は、法に基づく初めての提案として今後の前例となるものであることから、地方分権の一層の推進と北海道の自立的発展等を図る観点から、下記の事項に配慮の上、政府においても積極的にその実現に取り組んで頂くようお願い致します。

- (1) 北海道の提案は、道内市町村の意見聴取等を経て、北海道議会において全会派一致で議決されたものであり、国においては、これを最大限尊重すること。
- (2) 北海道の提案は、住民に身近な道政上の諸課題を解決するための有力な手立てとして、法令改正等の適切な措置を講じるよう求めるものであり、国においては、提案趣旨の実現に向けて多面的な検討に努めること。

平成20年2月14日

道州制特別区域推進本部長 福田 康夫 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岡山県知事 石井 正弘

参与 北海道知事 高橋 はるみ